

平成 29 年度鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金に関する注意点【申請者の皆さまへ】

1) 申請に添付する書類（共通）について

■工事内訳見積書

- ・ 工事施工者等から提出された見積内訳書のコピーを添付してください。
- ・ 鶴岡産木材要件や地産木材使用要件の方は、どの場所にどの位使用するかも記載してください。使用量単位は m^3 です。石で表記された場合は換算してください。（1石 \approx 0.2783 m^3 ）
- ・ 鶴岡市再生可能エネルギー設備導入事業の補助を併用される方は、再生可能エネルギー設備設置工事にかかる工事費がわかる内訳書を添付してください。

※ 住まいるダイヤル（財団法人 住宅・リフォーム・紛争処理支援センター）ホームページにわかりやすいモデル見積内訳様式等が掲載されていますので参考にしてください。（建築課リフォーム補助のページにもリンク掲示してあります。）

■工事設計図面（見積内訳書の工事箇所がわかる図面）

- ・ 工事する箇所を明示した図面です。家全体の場合は全体がわかる平面図、トイレ改修等局所的な工事の場合は、トイレ部分のみの平面図でかまいません。外壁改修の場合は立面図を添付してどの部分を改修するかわかりやすく明示してください。
- ・ 併用住宅の場合は、住宅部分と住宅以外の部分がわかようにした工事設計図面が必要な場合があります。

■着工前の写真 カラー印刷可（1枚の大きさサービス版程度）※A4サイズの用紙や写真台帳に貼付け提出をお願いします。

- ・ 見積内訳書で計上した工事予定箇所すべてがわかる写真（大きさ サービス版程度）が必要です。
例：全面外壁改修 → 4面（東西南北）から住宅全体を撮影してください。
例：トイレ改修 → トイレの改修する部分がわかるよう撮影してください。
例：高効率給湯器設置 → 現在の給湯器及び新たに設置する給湯器の設置予定場所を撮影してください。

■市税に対する納税調査承諾書

- ・ 申請者（住宅所有者）の納税状況を確認するため、納税調査承諾書（様式 4）の提出が必要となります。※納税証明書は不要です。
ただし、前年度の住所が鶴岡市外にあった方は、住所があった市区町村が発行する納税証明書の添付が必要となります。
※リフォームする住宅が共有名義の場合は共有名義全ての方から納税調査承諾が必要となります。
※申請者と住宅所有者が違う場合（2 親等以内の同居親族の方）も申請者及び住宅所有者納税調査承諾が必要です。

■固定資産税・都市計画税納税通知書の写し

- ・ 例年 5 月中旬頃に納税義務者（通常は所有者）宛に鶴岡市より発送される通知書です。（最新年度版）表紙（住所・名前記載欄）、固定資産税・都市計画税の明細、課税資産の内訳（申請する住宅部分）の最低 3 枚が必要です。（所有権等確認資料とさせていただきます）
※5 月中旬頃に郵送されるまでは平成 28 年版でかまいません。

※直近の相続や売買等により通知書がない場合は、建物登記簿・売買契約書等により所有権を確認させていただきます。

※通知書を紛失した場合は固定資産課税台帳兼名寄帳を添付してください。（市民課窓口で有料発行となります。その場合リフォームする住宅の部分が必要です）

2) 耐震改修要件の場合 1) 以外に必要な書類

（旧耐震基準住宅で耐震改修実施後評点 0.7 又は 1.0 以上まで行う場合）

- ・財）日本建築防災協会 「一般診断法」による現状の診断表及び補強計画診断表と築年代（昭和 56 年 5 月 31 日以前着工）がわかる書類（確認済証、検査済証、建物登記簿、権利証等の写し等）を添付してください。なお、一般診断法による耐震診断は設計事務所所属建築士が実施できます。
※耐震診断については自己負担 1 万 3 千円で市耐震診断補助事業（例年 6 月頃から実施）として診断を受けることができます。

3) 空き家活用、空き家バンク登録の場合 1) 以外に必要な書類

- ・ 購入時期がわかる書類（建物登記簿の写し、売買契約書の写し等）を添付してください。
なお申請時は売買契約書の写しでかまいませんが、実績報告時には土地、建物の登記簿謄本が必要となります。
また、購入による空き家活用で補助加算を受ける場合は「中古住宅診断」（診断費用に関して県補助有り）が必要（相続の場合は診断不要です）となりますので、検査報告書、検査人証等の写しを添付してください。
- ・ 空き家バンク登録に関しては、NPO 法人つるおかランド・バンクの申込書写し及び世帯全員の住民票謄本（全項目記載されたもの）が必要となります。

4) 三世帯世帯、婚姻・出産世帯、子育て世帯の場合 1) 以外に必要な書類

- ・ 各世帯要件を満たしている事及びリフォームする住宅に住所があることがわかる書類として世帯全員の住民票（全項目記載のもの）を添付してください。
なお申請時に婚姻していない場合は、婚姻誓約書（様式 6）を提出し、実績報告時に住民票の提出が必要です。
また、出産世帯で、申請時に妊娠している場合は、母子手帳の写しを提出してください。

5) 近居世帯の場合 1) 以外に必要な書類

- ・ 要件を満たしている事がわかる書類として親世帯、子世帯全員の住民票（全項目記載のもの）及び、親世帯と子世帯の距離（敷地）が近居世帯要件を満たしている事が分かる資料（地図等）も必要となります。

6) 鶴岡市再生可能エネルギー設備導入事業補助金も併用する場合

- ・ 鶴岡市再生可能エネルギー設備導入事業補助金も併用して申請する場合は、重複する資料等は省略できます。（再エネ補助金の交付申請書のみ添付してください。）

7) その他

- ・ 工事内容や完成時期、資金計画について十分ご確認してから申請していただき、後日取り下げが無いようお願いいたします。また工事着工は交付決定通知日以降です。事前着工はしないでください。※事前着工が確認された場合は補助金交付取消となります。
- ・ 申請者の申請時住所とリフォームする住宅住所が相違する場合は、完了報告提出までにリフォームした住宅に転居し、完了報告書に申請者の住民票の添付をお願いします。
- ・ 建築確認申請が必要なリフォームについては確認済証の写しを添付してください。